

船員保険の統合に当たっての取扱いについて

具体的な手続きについて

平成 22 年 1 月中旬に、船舶所有者（施行日前日において船員保険被保険者の方を雇い入れている者に限ります。また、施行日後においては雇用保険の適用事業の事業主となります。）の方に対して、住所地を管轄する公共職業安定所から、次の書類を送付することとしています。

● 事業主向けの書類（内容を確認していただく書類）

① 適用事業所設置届事業主控

② 被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)

● 被保険者向けの書類

③ 被保険者証

④ 被保険者資格取得等確認通知書(被保険者通知用)

船舶所有者の方は、送付される書類のうち、**事業主向けの書類の内容を確認**してください。船舶所有者の方は、送付された書類に同封されている届出書により、労働保険番号、電話番号など**必要な事項を届け出てください**とともに、送付された書類の内容を変更する必要がある場合（事業所名、被保険者氏名など）には、併せて**変更事項を届け出てください**。

留意事項について

雇用保険制度への移行に当たっては、これまでに、社会保険事務所等に行っていた各種の届出等により記録されたデータを活用することとしています。

従って、**社会保険事務所等への届出等が適正になされていない場合には、雇用されている船員の方々の雇用保険への移行が正しく行われないこととなりかねません**。船舶所有者の方は、改めて、船員保険の各種届出が正しく行われているかご確認いただき、施行日（平成 22 年 1 月 1 日）までに、船員保険を取り扱う社会保険事務局又は社会保険事務所に対して、正しい届出を行っていただくようお願いいたします。